

くすのき広域連合要介護認定事務業務委託に係る質問と回答について

令和3年10月8日作成

	文書名・項目	質問	回答
1	仕様書P3 執務室及び業務場所について	3 委託業務実施場所の要件につきまして、「3(1)①執務室」に記載されている業務場所以外に業務で使用するスペースはありますでしょうか。	仕様書に記載している以外に執務室はありません。
2	仕様書(業務委託内容)P4(3) 貸与を予定している備品等	貸与を予定している備品等の情報から、執務エリアの拡充がなされていると推察されますが、前期と比較し、その使用料、光熱費に変更はありますか。直近の金額と、もしくは変更がある場合、金額はいくらになるかご教授ください。	使用料は受託者の使用面積によりご負担をいただく考えで、現時点では受託者の占有面積を21.8㎡と設定しています。その場合、使用料は年額472,740円、光熱水費は使用電力等による変動があり、令和2年度実績で算出しますと年額15,100円です。 なお、受託者の使用面積については、備品等の持込やレイアウトの調整を考査し、本広域連合と協議のうえ、契約時に定めます。
3	仕様書(業務委託内容)P4(3) 貸与を予定している備品等	貸与を予定している備品等の情報から電話回線数の増加が確認出来るが、前回の概ねの着電件数(60~80件/日)から増加していますか。またそうであれば現在の着電件数はどの程度かご教授ください。	日によって変動はあるものの、着電件数は平均60~80件/日であり、大きく変わりません。
4	仕様書(業務委託内容)P4(3) 貸与を予定している備品等	貸与を予定している備品等の情報から紙折り機の増設が確認できますが、郵便物の仕分け方法の変化、発送物の増加はありますか。また、そうであれば現在の仕分け方法及び前回の発送数(150~200件/日)からどの程度増加しているかご教授ください。	すべての審査会委員に審査会資料の事前配布をレターパックで行うようになったため、月あたり250件分が増えており、1日単位では約15件分増加しています。

5	仕様書 P7～8 役割定義について	役割定義の表にお定めいただいております、「資格要件・業務経験」を説明するため、参加申請受付若しくは入札の際に、業務経験に関する書類や資格証明書類を提出するという認識でよろしいでしょうか。	要員の「資格要件・業務経験」につきましては、落札後、契約締結時に配置する要因の名簿を提出する際に合わせてご提示いただくこととなりますが、入札参加申請時には必要ありません。 入札の参加申請時に必要となる提出書類は、くすのき広域連合ホームページに掲載しています告示の「入札参加資格確認申請」(3)の各号に記載のとおりです。
6	仕様書（業務委託内容）P8 業務従事者	業務従事者の資格要件において、介護分野の有資格者を1名以上配置とあるが、具体的な資格はなにかご教授ください。	審査会資料の読み取りや審査会運営等に際し、専門的知見を求めており、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師を想定しています。
7	仕様書（業務委託内容）P10（1） 主治医意見書	②ウ主治医意見書にある項目のうち、 ・作成料請求書の取扱い：作成、送付、受理と記載されており、前回記載の「集計」が削除されていますが、受託業務外と判断してよろしいでしょうか。	府内の請求書は国保連合会に送付してもらっているので、集計は不要ですが、府外の意見書については、請求書作成過程の事務処理として集計が必要となり、受託業務に含みます。
8	仕様書（業務委託内容）P10（1） 主治医意見書	②ウ主治医意見書にある項目のうち、 ・主治医意見書作成の進捗管理及び催促と記載されており、前回仕様書と比較し「進捗管理」が追加されていますが、具体的な管理ツールなどが既に存在し、引き継がれるものとの認識でよろしいですか。	介護認定支援システムから必要なデータを抽出し、進捗管理をしています。

9	仕様書（業務委託内容） 業務体制	業務体制について、現在実施されている同業務の配置人数をご教示ください。	現行では11名体制で業務実施されており、非常駐の運用管理責任者1名、常駐の業務総括責任者1名、事務班6名、審査会班3名となっています。
10	参考資料 認定申請受付件数について	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から令和2年度までの認定申請受付件数をご提供いただいておりますが、令和4年度以降の想定申請受付件数をご教示いただけますでしょうか。 令和4年度～令和6年度の要介護認定申請見込み件数をご教示ください。 	令和4年度は、令和3年度に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護等認定の臨時的な取扱い」により、認定有効期間を1年延長した人が有効期間満了となり更新申請を行うことから、その分例年より増加すると考え、20,800件程度と見込んでいます。令和5年以降は、要介護認定有効期間延長の効果により、更新申請の増加が抑制され、全体では17,000件～19,000件の間で経過すると見込んでいます。
11	要介護認定業務事務処理件数	3市の審査会スケジュール（月間・年間の内訳）をご教示ください。	認定審査会の年間開催回数600回の内訳は下記のとおりです。 守口市（合議体数10×1合議体あたり月2回×12ヵ月）240回 門真市（合議体数10×1合議体あたり月2回×12ヵ月）240回 四條畷市（合議体数5×1合議体あたり月2回×12ヵ月）120回 令和2年度はコロナ禍の影響で休会が多く、審査会開催数は418回でしたが、例年はほぼ、計画通り開催しており、令和4年度以降も予定通り開催すると見込んでいます。
12	貴市ホームページの入札について	前回はプロポーザル公募でしたが、今回は条件付き一般競争入札になった理由をご教示ください。	本業務の外部委託導入後、今回で3回目の契約更新であり、業務仕様が一定確立してきたため、公平性、透明性、機会均等の観点から一般競争入札となりました。

13	告示HP 仕様書等に対する 回答について	<p>(3) の回答で10月8日(金曜日)午後5時30分までに参加申請書の提出があったすべての事業者に同日、メールで回答するとありますが、9日以降から申請受付期間に参加申込みをした場合の取り扱いをご教授ください。</p> <p>またその際もすべての質問回答をいただけますか。</p>	<p>質問は10月5日までが期日となっているため、同日までにご質問いただいた企業には10月8日、午後5時30分までに直接メールで回答いたします。質問と回答はくすのき広域連合ホームページに掲載いたしますので、10月8日に参加申請書を提出された企業に対しては、その旨をご案内いたします。</p>
14	告示HP 入札保証金について くすのき広域連合 契約規則	<p>入札保証金の免除規程について保険契約を締結した以外の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項に規定する資格を有する者の詳細をご教授ください。</p>	<p>今回の入札告示では企業の経営規模等を資格要件として定めていないため、第167条の5第1項の規定は適用しません。入札保証金の免除対象は、くすのき広域連合契約規則第6条第1号に規定する、入札保証保険契約を締結している場合に限ります。</p>